

裁判所の組織と機構

総務局第一課長

1 はじめに

2 組織、機構の特徴

- ・全国に裁判所が設置
- ・裁判部門（裁判部）と司法行政部門（事務局）

3 裁判部の組織、機構

- ・「部」の設置
- ・首席（次席）書記官、訟廷の役割

4 事務局の組織、機構

- ・裁判官会議と司法行政事務
- ・事務局の役割

5 組織運営を担う裁判官として

第1部 組織関係

1 裁判所の組織

憲法76条1項では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定められています。この規定を受け、裁判所法が、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の4種類の裁判所を設け（裁判所法2条1項），それぞれの裁判所が扱う事件を定めています。そして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、具体的な下級裁判所の名称、所在地及び管轄区域が定められています。

また、検察審査会法1条では、「政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に検察審査会を置く。」と定められています。この規定を受け、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令により、検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部並びに検察審査会の名称及び管轄区域が定められています。

§ 1 裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数

（令和3.7.1現在）

最高裁判所		1	
高等裁判所	本 庁	8	
	支 部	6 (注1)	
地方裁判所	本 庁	50	
	支 部	203 (注2)	
家庭裁判所	本 庁	50 (注3)	
	支 部	203 (注4)	
	出 張 所	77	
簡易裁判所	地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所	253	438
	その他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）	185	
検察審査会	地方裁判所本庁所在地	67 (注5)	165
	地方裁判所支部所在地	98	

(注)

1 6支部のほか、東京高等裁判所には、特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれている。

2 合議事件を取り扱う支部 63 庁

3 所長専任庁である家裁 26 庁

4 (1) 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う支部 102 庁

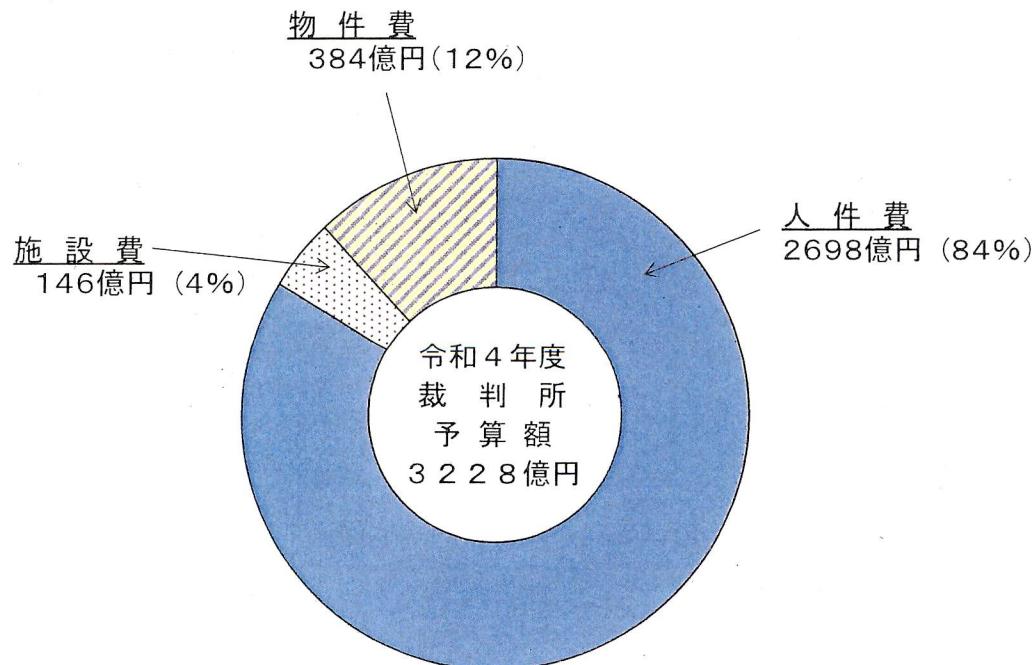
(2) 合議事件を取り扱う支部 63 庁

5 東京には6庁、大阪には4庁、横浜には3庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡には各2庁

令和4年度予算の概要

(単位：百万円)		
	予算額	(前年比)
予算額	322,814	▲ 2,554
〈主要経費〉		
(1) 裁判手続等のデジタル化関係経費	717	488
(2) 民事事件関係経費	2,699	48
(3) 刑事事件関係経費	4,127	▲ 270
(4) 家庭事件関係経費	6,112	▲ 61
(5) 裁判所施設の整備	14,557	▲ 68

一般経費の内訳



(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

裁判所職員の定員に関する根拠法令

	裁判所法 (昭和22年4月16日法律第59号)	裁判所職員定員法 (昭和26年3月30日法律第53号)	合計
裁判官	<p>(第5条)</p> <p>最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人</p> <p>(第5条)</p> <p>下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 8人 判事 2, 155人 判事補 857人 簡易裁判所判事 806人 (員数は別に法律で定める)</p>	<p>(第1条)</p> <p>8人 2, 155人 857人 806人 (計3, 826人)</p>	3, 841人
一般職	<p>(第65条の2)</p> <p>裁判官以外の裁判所の職員 21, 775人 (員数等は別に法律で定める)</p>	(第2条)	21, 775人
合計	15人	25, 601人	25, 616人

(注) 令和4年改正後

地方裁判所の組織と権限(本庁)

